

讀賣新聞

2007年(平成19年)1月28日 日曜日

地震時の避難誘導計画 大施設に作成義務付け

地震発生時にデパートやホテルで想定されるエレベーター停止などの事態に対処するため、総務省消防庁は、避難誘導計画の作成を義務付けることを決めた。通常国会に消防法改正案を提出する。延べ面積5万平方㍍以上など一定規模以上で、不特定多数の人が集まる施設を対象に、①エレベーター停止②防火設備の損壊③停電や通信障害——などを想定した避難・救助方法を消防計画に盛り込むよう義務付ける。また、定期的に講習を受けた従業員を責任者とする自衛防災組織を設置させる。